

# 支 援 計 画

〇〇〇〇〇（以下、「利用者」とします。）と社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下、「千葉市社会福祉協議会」とします。）は、福祉サービス利用援助契約（令和〇〇年〇〇月〇〇日作成）にもとづいて、次のとおり援助のくわしい内容をさだめました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（利用者）

住 所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇-〇〇

氏 名 印

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

（千葉市社会福祉協議会）

住 所 千葉市中央区千葉寺町1208-2

名 称 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

会長 〇〇 〇〇 印

電話番号 043-209-6000

【専門員】 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

【生活支援員】 〇〇 〇〇

【この計画を作った日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【この契約の適切さをたしかめる時期】 3ヶ月ごと

【援助のくわしい内容】

## 1. 生活支援員が訪問する日時

- (1) 生活支援員が、毎月、第1月曜日（祝日の場合は翌金融機関営業日）の午前〇〇時〇〇分に、利用者のご自宅を訪問します。（訪問日時は変更する場合があります）  
生活支援員が、利用者の支援にかかる時間は30分から1時間ぐらいです。

(2) このほか、介護保険がつかえるように手続きの代行をするときと、介護サービス計画をつくるときに、生活支援員が利用者のご自宅を訪問します。

## 2. 福祉サービスの利用の援助

(1) 生活支援員は、ご自宅の訪問のときに、福祉サービスの利用について、ご相談を受けるなどの援助をします。

また、苦情解決制度の利用について、ご相談を受けるなどの援助をします。

(2) 介護保険がつかえるように手続きの代行をします。また、介護サービス計画をつくる時の話し合いに、生活支援員が同席して、利用者のご相談を受けるなどの援助をします。

## 3. 預(貯)金のお届け

生活支援員は、1(1)の訪問の際、利用者の次の預(貯)金から、金〇〇, 〇〇〇円の払い戻しを受け、利用者にお届けします。(預(貯)金の払い戻し額は変更する場合があります。)

### 記

|            |                |
|------------|----------------|
| 金融機関・支店名   | 〇〇銀行 〇〇支店      |
| 預(貯)金の種類   | 普通預金           |
| 口座番号       | 〇〇〇〇〇〇〇〇       |
| 口座名義(ふりがな) | 〇〇 〇〇(〇〇〇 〇〇〇) |

## 4. 支払い

1(1)の訪問の際に、必要があるときは、生活支援員は次の支払い手続きを代行します。

①福祉サービスの利用料の振込み

②医療費や税金、社会保険料、公共料金、日用品などの代金の支払い

## 5. 臨時の援助

臨時の必要があるときには、千葉市社会福祉協議会は、利用者の意思をたしかめた上で、この計画にはない援助やこの計画とは異なる援助をすることができます。